

稲敷市除染実施計画  
〈第1版〉

平成24年3月

茨城県稲敷市

# 稲敷市除染実施計画

## 〈 第 1 版 〉

### 目 次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	1
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	2
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置	2
5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	3
6. 除染土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	4
7. その他の事項	4
(参考)【追加被ばく線量1ミリシーベルトの考え方】	5

## 1. 除染等の措置等の実施に関する方針

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質の飛散により、空間放射線量が高くなっていることから、生活環境や健康に対する市民の不安が生じております。

市では、市民の不安を解消し原子力発電所の事故前の暮らしを取り戻すことを目的に、平成 23 年 10 月に「放射線等に関する基本方針」を策定しており、さらに政府の原子力災害対策本部が平成 23 年 8 月 26 日に示した「除染に関する緊急実施方針」（以下「緊急実施基本方針」）及び「除染関係ガイドライン」（平成 23 年 12 月環境省）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指し、平成 25 年 3 月までを第 1 期として、子ども関連施設を中心に除染を行います。

除染については、「除染関係ガイドライン」を踏まえ、高さ 1 メートル（幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学校以下で高さ 50 センチメートル）での空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満となることを目指します。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

## 2. 除染実施計画の対象となる区域

市では、車に放射線量測定器を搭載し、国県道及び市道を走行しながら空間線量を測定する「走行サーベイ」を行い、市内全域の空間線量図を作成しております。「走行サーベイ」により地域的に毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える区域はありませんでしたが、子どもの生活空間である学校や公園等について空間線量を測定したところ、一部の施設において毎時 0.23 マイクロシーベルト以上であったことから、以下の施設について除染が必要なものとして本計画の対象区域とします。

除染実施計画の対象となる区域

施設名称		空間線量率の 範囲（ $\mu$ Sv/h）	平均空間線量率 （ $\mu$ Sv/h）
学 校 関 連	沼里小学校	0.16～0.39	<u>0.235</u>
	鳩崎小学校	0.16～0.35	<u>0.235</u>
	根本小学校	0.16～0.559	<u>0.369</u>
	新利根幼稚園	0.275～0.463	<u>0.353</u>

公園	リバーサイド公園	0.23～0.33	<u>0.280</u>
	江戸崎総合運動公園 (テニスコート)	0.25～0.30	<u>0.282</u>
	新利根総合運動公園 (テニスコート)	0.24～0.27	<u>0.254</u>
	桜川総合運動公園 (テニスコート)	0.27～0.31	<u>0.288</u>

### 3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、除染実施計画の対象となる施設ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
沼里小学校、鳩崎小学校、根本小学校、新利根幼稚園	市
リバーサイド公園、江戸崎総合運動公園、新利根総合運動公園、桜川総合運動公園	市

### 4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、「除染関係ガイドライン」及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年2月1日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は次のとおり）。

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
小学校、幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○ 庭等における表土等の上下層の土の入れ替え、除去</li> <li>○ 砂等による客土・圧密による原状回復</li> <li>○ 枝葉の剪定、落葉の除去、除草</li> </ul>
公 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○ 庭等における表土等の上下層の土の入れ替え、除去</li> <li>○ 砂等による客土・圧密による原状回復</li> <li>○ 枝葉の剪定、落葉の除去、除草※</li> </ul>

※公園の芝地部分は原則、深刈りによる除染としますが、芝の育成状況等により深刈りが実施できない場合や深刈りでは十分な放射線量の低減が認められない場合には深刈りに代わる除染を検討します。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。

## 5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当市では、長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいります。当面、平成 25 年 3 月末までを第 1 期として、下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、平成 25 年 3 月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成 25 年 4 月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。



(参考)【追加被ばく線量1ミリシーベルトの考え方】

① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03マイクロシーベルトである。(出典：原子力安全研究協会「生活環境放射線」平成4年)。

※大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38ミリシーベルト、年間0.29ミリシーベルトであり、これを一時間あたりに換算(24時間×365日で割る)した数字

② 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間あたりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。(1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定)

※毎時0.19マイクロシーベルト×(8時間+0.4×16時間)×365日  
=年間1ミリシーベルト

③ 通常のガンマ線サーベイメーターでは、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分のみが測定されるため(宇宙からの放射線は測定されない)、  
 $0.19 + 0.04 =$  毎時0.23マイクロシーベルト が、追加被ばく線量1ミリシーベルトにあたる。

【第2回環境回復検討会資料より抜粋】